

県営住宅における緊急修繕等業者募集要領

1 緊急修繕工事等の意味及び公募の目的

県営住宅の入居者の安全の確保と財産の保護を図るため及び修繕しなければ入居者生活に支障をきたすため、緊急に実施する必要がある給排水施設及び屋根からの雨漏り等の緊急修繕、一般修繕（退去後の修繕）及び委託業務（駐車場の排雪及び雪の移動等）（以下「緊急修繕工事等」という。）を行う者を募集します。

2 業務期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間

3 業務地域又は団地

中野市内（東町団地・長元坊団地・松川団地）、飯山市内（県町団地・北町団地）、山ノ内町内（和田団地）

4 公募区分及び想定される緊急修繕工事等

公募区分	想定される緊急修繕工事等
建築一式工事	屋根からの雨漏り、腐食した床の張替え、壁のクロス張替え及び塗替え等
管工事	給水管、排水管、衛生設備の修繕、受水槽のポンプの故障等
電気工事	漏電の修理、電灯の取り替え等

5 応募者の要件

応募者は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 長野県建設工事入札参加資格者で、建築一式工事、管工事、電気工事のうち一種以上の業種の入札参加資格を有する者。
- (2) 緊急時の要請に対し原則60分以内に当該団地に到着できる者。
- (3) 休日、年末年始及び夜間等24時間2名以上が緊急の連絡に対し対応できる体制が整備できる者。
- (4) 北信地域振興局管内に本店を有する者。
- (5) 公募区分ごとの要件は建築一式工事、管工事、電気工事とも入札参加資格以外はありません。

※同一の業者が複数の業種に重複して応募することもできます。

7 提出書類

- (1) 県営住宅における緊急修繕等業者応募書（別紙）を北信建設事務所建築課に提出してください。
- (2) 建築一式工事、管工事、電気工事のうち希望する公募区分に必ず○印を記入してください。
- (3) 貴社が担当を希望する業務地域又は団地に必ず○印を記入してください。
- (4) 緊急連絡体制を記入してください。
- (5) 応募書は2部提出してください。

8 応募書の提出

- (1) 提出期間 令和6年3月27日（水）から令和6年4月16日（火）まで
ただし、土日及び国民の祝日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出先 北信建設事務所建築課（北信合同庁舎3階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、令和6年4月16日（火）
午後5時必着とします。

9 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承の上応募してください。

- (1) 平日だけでなく、休日、年末年始及び夜間等においても緊急的に修繕を必要とする場合、
県営住宅管理担当者から連絡し、緊急修繕工事等を実施していただきます。
- (2) 緊急修繕工事等完了後、提出された書類を審査し、請負代金を協議の上決定し、竣工検査、
請求書提出後、請負代金を支払います。
- (3) 緊急修繕工事等の請負代金の上限は、税込みで80万円です。
- (4) 緊急的に修繕が必要になった場合や、その他一般修繕工事の依頼をしますが、定期的に工
事を依頼するとは限りません。
- (5) 緊急修繕工事等の連絡を受けた場合、自社の都合で断ることは差し支えありません。ただ
し、業務期間中幾度も断った場合、又は団地において入居者とトラブルを起こした場合等
は、次回の募集の際緊急修繕等業者として指定しない場合があります。

10 応募者への通知

緊急修繕等業者の登録は、応募者に文書で通知します。

11 その他

緊急修繕等業者に登録された場合、長野県が行う公共建築（建築、電気、機械）工事の総合
評価落札方式において加点されます。

12 問合せ先

〒383-8515 長野県中野市大字壁田 955
北信建設事務所建築課 （担当：小林）
Tel：0269-23-0220 Fax：0269-28-0770
電子メール：hokuken-kenchiku@pref.nagano.lg.jp